

令和2年

春の全国交通安全運動

運動の目的

新入学児童等に対する交通安全指導の重要性や、高齢者が関係する交通事故の多発等、現下の交通事故情勢に対処するため、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

期間

4月6日(月)～4月15日(水)

スローガン

見てるかな 黄色い帽子と わたしの手

運動の重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 自転車の安全利用の推進



令和元年度 交通安全ポスター作品コンクール
最優秀賞(茨城県知事賞)

河内町立かわち学園(当時) 3年

吉田 心花 さんの作品

主唱 茨城県交通対策協議会

●子供を始めとする歩行者の安全確保



入学や進級を迎える4月以降、全国的に小学生の歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあります。

また、昨年の県内での交通事故死者数107人のうち歩行者の死者数は31人で、全体の約3割を占めています。歩行中に亡くなった方のうち、道路横断中の交通事故死者は20人で6割を超えます。

- ・ 横断歩道は歩行者優先です。ドライバーの方は、横断歩道を横断しようとする歩行者等がいる時は**必ず一時停止しなければなりません。**
※これは、法令に基づくドライバーの義務です。違反すると取締りの対象になります。
- ・ ドライバーの方は、子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- ・ 歩行者の方は、道路を横断する時は、必ず止まって安全を確認し、無理な横断はやめましょう。

●高齢運転者等の安全運転の励行

- ・ 普段通り慣れた道路でも、目視により確実に車や歩行者の接近を確認しましょう。また、オートマチック車では、アクセルとブレーキを踏み間違えないように注意しましょう。
- ・ 運転者適性診断や運転免許取得者認定教育を受けるなどして、身体機能の変化等を確認しておきましょう。
- ・ 身体機能の変化等により安全な運転に不安を感じたドライバーの方は、運転免許証の自主返納も含めて、家庭内でよく話し合しましょう。

事故を起こしたら、危ないよ



今度、運転免許を返納するよ



●自転車の安全利用の推進

自転車は身近な交通手段である一方、自転車側に法令違反がある重大な交通事故も発生しています。昨年の県内での自転車が関係した交通事故による死者数は17人で全死者数107人の約15%を占めます。

- ・ 自転車は、道路交通法で自動車と同じ「車両」に分類されます。交通ルールとマナーを守って、安全で快適な自転車利用に努めましょう。
- ・ 自転車乗用中の傘差し、スマートフォン、イヤホン使用などの「ながら運転」は重大事故につながる大変危険な行為です。絶対に止めましょう。
- ・ 万が一の事態に備えて、損害賠償に対応できる保険に加入しましょう。



自転車と歩行者が衝突した事故で賠償命令が出る場合もあります

約9500万円

平成25(2013年)、神戸地裁

夜間、坂道を下ってきた男児小学生の自転車が、歩行中の女性(60歳代)と衝突、女性は意識不明となった。

※茨城県交通安全条例改正により、自転車保険への加入が努力義務。(令和元年6月施行)